

特別児童扶養手当制度の案内の在り方について（改善状況） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答・改善状況－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：原田 伸一^{ほらだしんいち}）に諮り、同会議の意見を踏まえ、令和5年3月10日、北海道に対して、道内市町村における特別児童扶養手当制度の口頭での案内やその他申請漏れを防止するための取組について、道内市町村（注）に情報提供するようにあっせんしました。

このあっせんに対し、改善に向けた取組状況について、同年4月19日に北海道から回答があり、既に一部の市町村では改善している状況が確認されましたので、公表します。

（注） 指定都市の札幌市に対しては、当局から道内市町村の取組について情報提供

【端緒となった行政相談の要旨】

私の子は現在小学生で重度の知的障害がある。約6年前に子が療育手帳^{（注1）}Aの判定を受け、住所地の市町村役場の窓口で療育手帳を受け取った際、特別児童扶養手当^{（注2）}についての十分な案内がなく、今まで当該手当の受給資格の認定申請を行っていなかった。

しかし、今年、療育手帳を更新した際、児童相談所から特別児童扶養手当をもらっているか聞かれたことを契機に、特別児童扶養手当の受給資格の認定申請を初めて行ったところ、今後は月額約5万円の手当を受給できることになった。

療育手帳Aを初めて交付された6年前から手当を受給できる資格があったはずなのに、交付時の窓口で十分な案内がなかったことで、申請する機会を失っていたことに納得できない。

（注）1 「療育手帳」は、都道府県等が知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため交付するもの

2 「特別児童扶養手当」は、国が精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に、その保護者等に支給するもの（障害児1人につき月34,900円（重度の場合は月52,400円））

■ 当局の調査結果

● 今回相談があった市町村における制度の案内状況等

今回相談のあった市町村は、療育手帳交付時に、障害者やその家族等を対象とした、特別児童扶養手当を含む各種手当制度、交通機関の割引制度、税の減免などの各種支援制度の概要を整理した一覧表を療育手帳交付対象者全員に手渡すこととしている。

ただし、同市町村では、個別の制度について質問された場合には、一覧に記載の担当窓口で詳細を確認するように答えているとしており、当該手当は飽くまでも申請主義であることなどから、積極的に当該手当の概略を案内する必要性はないとしている。

● 北海道内の他市町村における特別児童扶養手当制度の案内状況等

当局において、今回相談のあった市町村のほか北海道内の13市町村を抽出して確認したところ、口頭での説明までは行っていない市町村がみられる一方で、療育手帳交付時に特別児童扶養手当制度の概略を口頭で説明している市町村や、特別児童扶養手当制度に特化したチラシやパンフレットを交付するとともに内容を説明することとしている市町村がみられた。

また、療育手帳を交付した者と特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた者とを照らし合わせて確認を実施している市町村や、療育手帳と特別児童扶養手当の窓口が異なることから、療育手帳交付時に特別児童扶養手当の担当課の職員が療育手帳の交付窓口に出向き特別児童扶養手当について説明した上で、その記録を個人別に残すこととしている市町村がみられるなど、特別児童扶養手当の申請漏れを防ぐための取組を実施している状況がみられた。

■ 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 窓口の体制や申請者数の多寡など、市町村によって状況は異なることから、療育手帳交付時に特別児童扶養手当制度の案内について、市町村ごとに対応が異なることは理解できるが、比較的金額が大きく、日々の生活に大きな影響を与え得る援助制度で、特に原則として遡及して援助を受けられないものについては、療育手帳交付時等に、窓口で可能な限り丁寧に案内する必要があるのではないか。
- 特別児童扶養手当制度の案内の徹底や申請漏れの防止の方策について、今回調査した市町村における取組事例は、他の市町村が効果的な案内の在り方を検討する上で参考となるのではないか。

■ 北海道に対するあっせん

- 特別児童扶養手当制度の案内の方法は市町村の裁量に委ねられると考えられるものの、同手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から開始され、原則として遡及して支給されないことを踏まえると、療育手帳等の交付時等に、当該制度についてより丁寧に案内することが望まれる。
したがって、北海道は、特別児童扶養手当の申請漏れの防止を一層推進する観点から、道内市町村に対し、当該制度の口頭での案内やその他申請漏れを防止するための取組を行っている市町村の事例等を情報提供する必要がある。

■ 北海道からの回答内容

- 特別児童扶養手当制度について、管内市町村の特別児童扶養手当事務主管課に対して、住民へ丁寧な案内を行うよう通知するとともに、案内方法の取組事例等の情報提供を実施した。
- また、各（総合）振興局保健環境部が市町村に対して監査を行う際には、特別児童扶養手当制度の周知方法等を確認し、周知内容が不足している場合には、助言を行うよう各（総合）振興局保健環境部に通知した。

■ 上記の通知を踏まえた市町村の改善状況の例

- 今回相談があった市町村は、療育手帳 A を送付する際に、各種手当制度等の概要を整理した一覧表の同封に加えて、独自に作成した特別児童扶養手当制度に特化したパンフレットを同封することとした。
- また、その他の市町村の中には、案内方法の取組事例等を参考にして、特別児童扶養手当制度の効果的な案内方法を検討するとしている例がみられた。

■ 行政苦情救済推進会議とは

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

[行政苦情救済推進会議の構成員]

座長 原田 伸一（元北海道新聞社常務取締役）
神谷 章生（札幌学院大学法学部教授）
西田 史明（札幌商工会議所理事・事務局長）
星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）
成田 教子（弁護士）
須田 浩（北海道放送株式会社常勤監査役）
柿崎多佳子（北海道女性団体連絡協議会会長）

まぐみみ北海道



総務省行政相談センター

(問合せ先)

総務省 北海道管区行政評価局
総務行政相談部 首席行政相談官室 高橋、小山内、川村
電話：011-709-1803（直通）
E-mail：hkd32@soumu.go.jp